

表 サテライトオフィス設置事業者等への助成制度

事業	項目	補助内容	補助額
SOHO 事業 者等 への 支援	「ランニングコスト」の 助成 (①)	事務機器、通信回線使用料 事務所賃貸料	1/2を3年間助成(100万円/年 を上限) 1/2を3年間助成(30万円/年を 上限)
	新規地元雇用増への助 成 (②)	期間の定めのない雇用者 週30時間以上勤務の契約社員 又はパート社員	1人当たり30万円/年 1人当たり15万円/年
情報 通信 事業 者等 への 支援	「ランニングコスト」へ の助成 (③)	事務機器 通信回線使用料 事務所賃貸料	1/2を初年度のみ助成(1,000 万円/年を上限) 1/2を5年間助成(2,000万円/ 年を上限) 1/2を5年間助成(2,000万円/ 年を上限)
	「設備投資」への助成 (④)	土地を除く投下固定資産(サー バー等で用いるソフトウェアの 経費を含む)	1/5を支助成(上限2,000万円)
	新規地元雇用増への助 成 (⑥)	期間の定めのない雇用者 週30時間以上勤務の契約社員 又はパート社員 新規地元雇用者の研修費用(委 託) 新規地元雇用者の研修費用(企 業内研修)	1人につき70万円 1人につき40万円 1人につき10万円を限度に1/2 1人につき5万円を限度に1/2
市町 村へ の支 援	過疎町村が行う事業へ 助成 (⑦)	県外のクリエータやSOHO事業 者等を誘致するために行うサテ ライトオフィス等として貸与す る家屋・廃校舎の増改築、取得 等に要する経費	事業に要する経費の1/2以内 (限度額 1,500万円)
耐震 化工 事等 への 支援	移住予定者が行う住宅 のリフォーム等 (⑧)	木造住宅の耐震化・リフォーム 工事等	工事費の1/2~2/3 耐震改修支援 60万円を上限 簡易な耐震改修・リフォーム 40 万円を上限

※SOHO事業者等への支援(県内過疎地等に限定)